

# 独立行政法人地域医療機能推進機構

## 清水さくら病院附属訪問看護ステーションさくら運営規程

### (事業の目的)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構 清水さくら病院附属訪問看護ステーションさくら（以下「事業所」という。）は、居宅において、主治医が訪問看護（介護予防を含む、以下同じ）の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、生活機能の維持・向上又は心身の機能の維持回復を目指して支援する。

2 事業の実施に当たっては、静岡市及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 名称  | 独立行政法人地域医療機能推進機構<br>清水さくら病院附属訪問看護ステーションさくら |
| (2) 所在地 | 静岡市清水区袖師町2001番地                            |

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（看護師等兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供に当たるものとする。また、サービス提供責任者として事業所に対する訪問看護の利用の申込みに対する調整、訪問看護師に対する技術指導を行う。

(2) 看護師等 2. 5人以上（うち1名管理者兼務）

看護師等は、訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施、記録、報告、主治医との連絡調整、管理者への協力などを行う。

(3) 事務職員 必要な数

事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 営業日  | 月曜日から金曜日までとする<br>(ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く) |
| (2) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時15分までとする。                         |

### (訪問看護の内容及び利用料等)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとし、訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額を利用者から受領するものとする。

- (1) 病状や障害の観察
- (2) 清拭や洗髪・入浴等その他による清潔の保持
- (3) 食事・排泄など日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防や処置
- (5) カテーテル類の交換や管理
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導

(8)利用者家族への精神的援助

(9)その他、医師の指示による処置

2、訪問看護（医療保険）に要した交通費は、次の額を徴収する。

(1)事業所から訪問先まで往復 10 キロメートル未満 165 円／回（税込）

(2)事業所から訪問先まで往復 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満 330 円／回（税込）

※ 介護保険では通常の事業の実施地域であれば徴収しない。

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、静岡市清水区とする。

（緊急時等における対応方法）

第 8 条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の症状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行うものとする。

2、緊急時の対応方法については予め指示書を交付される時、緊急時指示も受けておく。

3、看護師等はしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 9 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 10 条 事業所は、社会的使命を十分認識し、看護師等の質的向上を図るために採用時だけでなく継続的・計画的な研修の機会を設け、又業務体制を整備する。

2、従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは退職後も同様とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。